

きょうと薬物乱用防止行動府民会議規約

(名称)

第1条 この会は、きょうと薬物乱用防止行動府民会議（以下「府民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 府民会議は、府民特に青少年の薬物乱用ゼロを目指して、関係者や関係団体等が協力・協働して、薬物乱用防止に係る啓発活動、情報交換等を実施し、もって府民一人ひとりの薬物乱用防止に対する認識を高めることを目的とする。

(構成)

第3条 府民会議は、次のもの（以下「構成団体等」という）で構成する。

- (1) 薬物乱用防止に関わる関係機関
- (2) 薬物乱用防止に関わる関係団体
- (3) 前条の目的に賛同する団体又は個人

(事業)

第4条 府民会議は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 薬物乱用防止に係る府民への啓発活動の推進に関すること。
- (2) 薬物乱用防止に係る情報の交換に関すること。
- (3) 関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (4) その他薬物乱用防止活動の推進に関すること。

(機関)

第5条 府民会議に、総会及び役員会を置く。

(役員)

第6条 府民会議に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 役員 25名以内

2 代表は、京都府知事をもって充てる。

3 代表は、府民会議を代表し、会務を総理する。

4 代表に事故があるときは、代表があらかじめ指名する者が、その職務を代行する。

5 役員は、構成団体等のうちから、総会において選任し、個人又はその団体の代表等をもって充てる。

(役員を選任及び任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(総会)

第8条 総会は、府民会議の構成団体等で構成し、代表が招集して次の事項を審議決定する。

- (1) 府民運動の展開の方針に関する事。
 - (2) 府民運動の普及啓発に関する事。
 - (3) その他役員会において必要と認める事。
- 2 総会に総会議長を置く。
 - 3 総会議長は、代表をもって充てる。

(役員会)

第9条 役員会は、役員で構成し、代表が招集して次の各号に掲げる事項を審議決定する。

- (1) 事業計画・事業報告に関する事。
 - (2) 構成団体等の入会、退会に関する事。
 - (3) 規約の制定及び改廃に関する事。
 - (4) その他代表が必要と認める事。
- 2 役員会に役員会議長を置く。
 - 3 役員会議長は、役員互選によって決める。
 - 4 役員会の議事は、出席者の過半数で決定する。

(事務局)

第10条 府民会議の事務局は、京都府健康福祉部薬務課内に置く。

(会計)

第11条 府民会議の運営に係る経費は、当分の間、京都府においてこれを負担する。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、府民会議の運営について必要な事項は、代表が別に定める。

(附則)

この規約は、平成23年10月9日から施行する。